

社会福祉法人青谷学園 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：繰り越し日数を除いた年次有給休暇の取得率をひとり当たり70%以上とする。

<対策>

各年4月～ 事業所ごとに有給休暇取得促進の具体的案を作成し公表する。

各年9月～ 取得状況をとりまとめ公表し、取得の少ない職員には計画的に取得するように促す。

各年度末 取得状況を公表する。

目標2：子どもが親である職員の働いているところを実際に見ることができる「家族の職場訪問」
を毎年7～8月の間に実施する。

<対策>

各年4～5月 事業所ごとに日程及び内容を計画し、参加を促す

各年7～8月 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討をする

目標3：各事業所で採用内定者フォロープログラムを作成し、内定した学生が安心して入職でき、
新人研修にスムーズにつなげていくことを目標とする。

<対策>

各年4月以降 事業所ごとに採用内定者フォロープログラムの日程及び内容について計画を
作成する。

各年6月以降 採用内定者に案内し実施する。

平成29年3月16日

社会福祉法人 青 谷 学 園
理 事 長 白 樫 忠